

公 告

下記森林について、森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 7 年 8 月 6 日

四万十市長 山下 元一郎



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理 番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	備考
板ノ川 集 1	四万十市板ノ川字石穴 1157 四万十市板ノ川字ヲモ谷 1130、 1131	188-3-1 188-3-21	山林	1.10	2025 年 8 月 6 日から 2030 年 8 月 31 日まで	
板ノ川 集 2	四万十市板ノ川字大谷口 1368-3 四万十市板ノ川字岩崎山 1331 四万十市板ノ川字源蔵山 1325-ロ	181-2-7 181-3-11 183-1-10 183-2-3	山林	1.39	2025 年 8 月 6 日から 2030 年 8 月 31 日まで	
板ノ川 集 3	四万十市板ノ川字ホシガ谷 1246-3	187-2-2 187-2-8	山林	1.40	2025 年 8 月 6 日から 2030 年 8 月 31 日まで	
板ノ川 集 4	四万十市板ノ川字ホシガ谷 1246-2	187-2-2	山林	0.62	2025 年 8 月 6 日から 2030 年 8 月 31 日まで	
板ノ川 集 5	四万十市板ノ川字井ノ谷 1210-5	188-1-13	山林	0.24	2025 年 8 月 6 日から 2030 年 8 月 31 日まで	
板ノ川 集 6	四万十市板ノ川字井ノ谷 1216	188-1-12	山林	0.31	2025 年 8 月 6 日から 2030 年 8 月 31 日まで	

整理 番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	備考
板ノ川 集 7	四万十市板ノ川字井ノ谷 1206 四万十市板ノ川字ス子コロビ 1167 四万十市板ノ川字石穴 1144、 1133-ロ、1134 四万十市板ノ川字南長畑 1122	188-1-17 188-2-12 188-2-18 188-2-19 188-2-20 188-2-21 188-3-7 188-3-12 188-3-13 188-3-15 188-3-16 188-3-14 188-4-7	山林	4.66	2025 年 8 月 6 日から 2030 年 8 月 31 日まで	
板ノ川 集 8	四万十市板ノ川字ス子コロビ 1163、1166	188-2-14 188-2-16	山林	1.25	2025 年 8 月 6 日から 2030 年 8 月 31 日まで	
板ノ川 集 9	四万十市板ノ川字大谷口 1368-1	181-2-8	山林	0.18	2025 年 8 月 6 日から 2030 年 8 月 31 日まで	
板ノ川 集 10	四万十市板ノ川字南平山 1376-2	181-3-2 181-3-10	保安林	0.46	2025 年 8 月 6 日から 2030 年 8 月 31 日まで	

2 縦覧場所 四万十市農林水産課、四万十市公式ホームページ

3 本公告により、四万十市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。